

日本キリスト教社会福祉学会規約

(名 称)

第1条 本会は日本キリスト教社会福祉学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を兵庫県神戸市中央区吾妻通5-2-20 賀川記念館 1 F 社会福祉法人イエス団本部事務局におく。

(目 的)

第3条 本会はキリスト教の福音に基づいて社会福祉の研究と実践を推進し、広く社会福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 全国大会、研究会、講演会その他の集会の開催
- 2 機関誌その他の刊行物の発行
- 3 研究調査事業
- 4 キリスト教社会福祉従事者の養成・研修の援助
- 5 内外関係団体との連携・協働
- 6 その他本会の目的達成に必要、または望ましいと思われる事業

(会員および会友)

第5条 キリスト教徒で本会の目的に賛同し、会員または教会牧師・司祭の推薦を受け、理事会の承認を得た者は、会員となることができる。

- 2 キリスト教徒でない者で本会の目的に賛同し、会員2名の推薦を受け、理事会の承認を得た者は、会友となることができる。

(入会金および会費)

第6条 会員及び会友は、総会の定めるところにより、入会金及び各年次ごとに会費を納めなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は返済しない。

(賛助会員)

第7条 本会の目的に賛同し、毎年定めて賛助会費を拠出する個人または団体を賛助会員とすることができる。

(退 会)

第8条 本会から退会しようとする者は、その旨を文書をもって理事会に届け出なければならない。

- 2 会費を3年以上滞納した者は、理事会において退会した者と見なすことができる。

(役 員)

第9条 本会に下記の役員をおく。

- 1 理事 若干名、うち会長 1名 ほか副会長・常任理事 若干名
- 2 監事 2名

(理事及び監事)

第10条 理事及び監事は、会員の中から選挙等の方法により、総会において選任する。
理事及び監事の選出に関する規則は別に定める。

(任期)

第11条 役員の任期は原則3年とし、総会において承認されたその翌日から3年後の大会終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第12条 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長に事故ある場合には、会長職務を代行する。
- 4 常任理事は、各事業等の担当責任をもつほか、正副会長とともに常任理事会を組織し、通常会務および緊急を要する会務処理にあたる。
- 5 監事は、会計および会務執行の状況を監視する。監事は役員会に出席するが、決議には加わらない。

(幹事および委員)

第13条 会長は必要に応じ、幹事及び役員を委嘱することができる。

- 2 幹事は事務局業務の運営に当たる。
- 3 委員は、常設または臨時の委員会において会務遂行を補助する

(名誉会長及び名誉会員)

第14条 本学会に特別の貢献があった会長及び会員等を理事会の議決を経て、総会において名誉会長又は名誉会員として推挙することができる。

- 2 名誉会員制度規定は別に定める。

(総会および決議)

第15条 会長は、毎年1回、会員の通常総会を開かれなければならない。また、会長が必要と認めたとき、あるいは、会員の3分の1の請求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

- 2 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 本会の予算および決算は、理事会の決議を経、総会の承認を得てこれを決定する。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるものとする。
(規約の改正)

第 19 条 規約の改正については、理事の過半数の提案により、総会において出席者の
3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(本会の解散)

第 20 条 本会を解散するには、会員の 3 分の 1 以上または理事の 3 分の 2 以上の提案
により、総会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(設立並びに規約の発効)

附 則 本規約は 1960 年 10 月 1 日の学会設立と同時に発効する。

一部改正 1966 年 11 月 11 日

一部改正 1972 年 11 月 17 日

一部改正 1976 年 5 月 21 日

一部改正 1981 年 6 月 5 日

一部改正 1996 年 6 月 8 日

一部改正 2002 年 7 月 5 日

一部改正 2005 年 7 月 8 日

一部改正 2010 年 6 月 25 日

一部改正 1969 年 11 月 1 日

一部改正 1975 年 5 月 16 日

一部改正 1980 年 6 月 6 日

一部改正 1984 年 6 月 8 日

一部改正 1999 年 6 月 4 日

一部改正 2003 年 7 月 4 日

一部改正 2008 年 7 月 4 日

一部改正 2014 年 6 月 20 日